(ii)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(i)　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

二　石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの

イ　次のいずれかに該当すること。

(1)　平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2)　平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ　エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の三第一項の次に次の一項を加える。

2　ガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（附則第十二条の二の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十九条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に百分の二十を乗じて得た率とする。

一　次のいずれかに該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

二　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の三を附則第十二条の二の四とし、附則第十二条の二の二を附則第十二条の二の三とする。

附則第十二条の二の五第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項第二号中「附則第十二条の二の二第二項第二号」を「附則第十二条の二の二第二項第二号」に改め、同項第四号中「附則第十二条の二の二第二項第四号」を「附則第十二条の二第二項第四号」に改め、同項第五号イ(3)中「百分の百八十」を「百分の百九十五」に改め、同項第七号中「附則第十二条の二の二第二項第五号ニ」を「附則第十二条の二第二項第六号ハ」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「附則第十二条の二の二第二項第五号イ」を「附則第十二条の二第二項第六号イ」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　附則第十二条の二第二項第五号に掲げる石油ガス自動車

附則第十二条の二の五第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一　附則第十二条の二の二第二項又は第三項第一号に掲げるガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のトラックであつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

ロ　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ　エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

二　附則第十二条の二の二第三項第二号ハに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第十二条の二の五第三項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「附則第十二条の二の二第四項第一号又は第五項第一号」に改め、同項第二号イ(3)中「百分の百五十」を「百分の百八十」に改め、同項第三号中「附則第十二条の二の三第三項第二号ニ又はホ」を「附則第十二条の二の二第五項第二号ハ」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　附則第十二条の二の二第四項第二号に掲げる石油ガス自動車

附則第十二条の二の五第四項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一　附則第十二条の二の二第六項第一号又は第七項第一号に掲げるガソリン自動車

二　次に掲げるガソリン自動車（平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

イ　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること。

三　附則第十二条の二の二第六項第二号に掲げる石油ガス自動車

四　附則第十二条の二の二第七項第二号ハに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第十二条の二の五第五項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一　附則第十二条の二の二第八項第一号に掲げるガソリン自動車

二　次に掲げるガソリン自動車（平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

イ　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること。